お助けかわらばん

利殖商法

仮想通貨の投資トラブルに注意









今月の

. 不審な勧誘は、<mark>きっぱり断る</mark>。

二、「必ず儲かる」という言葉はうのみにしない。

仮想通貨交換業の登録業者なのか<mark>確認する</mark>。

に は 通貨・・



困ったときは、お住まいの自治体の **消費生活相談窓口** に相談ください

消費者ホットライン 最寄りの相談窓口 丁 〓

88

契約、悪質商法、製品・ 食品やサービスによる 事故等の御相談は(市 外局番なし188番)に お電話ください。